

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第15号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年岩手県条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第11条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響その他の規則で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) [略] (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者 2・3 [略]	(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第11条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響その他の規則で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) [略] (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者 2・3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第38条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第38条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に	(期末手当) 第38条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第38条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に

対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第38条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第43条第8項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2・3 [略]

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 [略]

第38条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) [略]

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第38条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第43条第8項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2・3 [略]

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 [略]

第38条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) [略]

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(勤勉手当)

第39条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) [略]

3～5 [略]

(休職者の給与)

第43条 [略]

2～5 [略]

6 法第28条第2項又は休職条例の規定により休職にされた職員には、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 [略]

(勤勉手当)

第39条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) [略]

3～5 [略]

(休職者の給与)

第43条 [略]

2～5 [略]

6 法第28条第2項又は休職条例の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 [略]

8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第38条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第38条第1項の規定により人事委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

9 [略]

8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第38条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第38条第1項の規定により人事委員会規則で定める日に、それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

9 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の県人事委員会規則で定める日（次条及び第29条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（第33条第8項の規定の適用を受ける職員及び県人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の県人事委員会規則で定める日（次条及び第29条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第33条第8項の規定の適用を受ける職員及び県人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 [略]</p>

第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) [略]

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの（勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の県人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（県人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) [略]

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの（勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の県人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（県人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) [略]

3～5 [略]

(休職者の給与)

第33条 [略]

2～5 [略]

6 地方公務員法第28条第2項又は休職条例の規定により休職にされた職員には、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 [略]

8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第29条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第29条第1項の規定により県人事委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、県人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

9 [略]

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) [略]

3～5 [略]

(休職者の給与)

第33条 [略]

2～5 [略]

6 地方公務員法第28条第2項又は休職条例の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 [略]

8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第29条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第29条第1項の規定により県人事委員会規則で定める日に、それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、県人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

9 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの	第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの

日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(医療局長が定める職員を除く。)についても、同様とする。

(勤勉手当)

第12条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(医療局長が定める職員を除く。)についても、同様とする。

(退職手当)

第15条 [略]

2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、医療局長は、その定めるところにより、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定に基づく懲戒免職の処分を受けた者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者

(3) [略]

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和35年岩手県条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(医療局長が定める職員を除く。)についても、同様とする。

(勤勉手当)

第12条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(医療局長が定める職員を除く。)についても、同様とする。

(退職手当)

第15条 [略]

2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、医療局長は、その定めるところにより、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項から第3項までの規定に基づく懲戒免職の処分を受けた者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者

(3) [略]

3 [略]

<p>(期末手当)</p> <p>第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（企業局長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第12条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（企業局長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、企業局長は、その定めるところにより、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定に基づく懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職<u>（同法第16条第1項に該当する場合を除く。）</u>をした者</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（企業局長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第12条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（企業局長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、企業局長は、その定めるところにより、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 地方公務員法<u>（昭和25年法律第261号）</u>第29条第1項から第3項までの規定に基づく懲戒免職の処分を受けた者</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者</p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)</p>	

第6条 会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年岩手県条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（人事委員会規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第22条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した会計年度任用職員（第24条の規定によりその例によることとされる給与条例第43条第8項又は給与等条例第33条第8項の規定の適用を受ける会計年度任用職員及び人事委員会規則で定める会計年度任用職員を除く。）</u>についても、同様とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した会計年度任用職員<u>（法第16条第1号に該当して失職した会計年度任用職員を除く。）</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>(会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（人事委員会規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第22条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（第24条の規定によりその例によることとされる給与条例第43条第8項又は給与等条例第33条第8項の規定の適用を受ける会計年度任用職員及び人事委員会規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した会計年度任用職員</p> <p>(3)・(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。